

○太宰府市・大野城太宰府環境施設組合の火葬場建設事務及び環境整備事業事務の委託に関する規約

昭和54年3月9日

(委託及び受託団体)

第1条 大野城太宰府環境施設組合(以下「甲」という。)は、次条に規定する事務(以下「委託事務」という。)を太宰府市(以下「乙」という。)に委託し、乙はこれを受託する。

(委託事務)

第2条 委託事務は太宰府火葬場(仮称)建設に伴う次に掲げる事業事務及び環境整備事業事務とする。

(1) 火葬場建設に関する一切の事業事務

(2) 運動公園整備

(管理及び執行の方法)

第3条 委託事務の管理及び執行については、乙の条例及び規則等の定めるところによりこれを行う。

(経費の支弁)

第4条 委託事務に要する経費は、甲の負担とする。

2 前項の経費の支払は、年度毎に分割して行うものとし、その分割の額について甲乙協議の上定める。

(その他)

第5条 この規約に定めるもののほか、委託事務に関し必要な事項は甲乙協議して定める。

附 則

(施行日)

1 この規約は、協議成立の日から施行する。

(規約の有効期間)

2 この規約の有効期間は、施行の日から太宰府火葬場建設事業及び環境整備事業が終了するまでの間とする。

附 則(昭和57年4月1日)

この規約は、昭和57年4月1日から施行する。